

計画作成年度	令和5年度
計画主体	八尾市

八尾市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 魅力創造部農とみどりの振興課
所在地 八尾市本町一丁目1番1号
電話番号 072 - 924 - 9864
FAX番号 072 - 924 - 3908
メールアドレス nougyou@city.yao.osaka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	八尾市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜等	被害面積 0 アール
		被害金額 0 円
アライグマ	果樹・野菜等	被害面積 1.0 アール
		被害金額 37,000 円
ヌートリア	水稻・野菜等	被害面積 3.0 アール
		被害金額 22,000 円

(2) 被害の傾向

<p>イノシシによる農作物被害は、猟友会による捕獲檻の設置、各農家による電気柵の設置等の自衛努力により抑制されてきている。農作物被害に加え、市民生活の安全をも脅かす存在である。</p> <p>アライグマによる農作物被害も、各農家の捕獲檻の設置等により減少傾向にある。ただし、過去に被害の報告が少なかった地域（平野部）での目撃情報は増えてきている。果樹等を中心に被害が出ている。</p> <p>ヌートリアによる農作物被害は、近年報告が増えてきている。河川周辺を中心に広く分布し、平野部でも目にするようになった。</p> <p>特に山に食糧が少なくなる夏場や冬場には、多くの被害が出る傾向にある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ被害面積	0 アール	0 アール
イノシシ被害金額	0 円	0 円
アライグマ被害面積	1.0 アール	0.8 アール

アライグマ被害金額	37,000 円	30,000 円
ヌートリア被害面積	3.0 アール	1.5 アール
ヌートリア被害金額	22,000 円	11,000 円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	イノシシ捕獲業務について、(公社)大阪府猟友会新八尾支部と委託契約を交わし、箱わなの設置、見回り、措置を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化による担い手の減少 ・箱わなの老朽化
	アライグマ、ヌートリア捕獲業務について、ホームサービス(株)と委託契約を交わし、箱わなの貸し出しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の増大化
に防護柵の設置等に関する取組	平成19年度以降、八尾市有害鳥獣被害防止対策費補助金交付要綱を制定し、侵入防護柵の設置費用の助成を行っている。	個々の農家による個別的防護柵設置だけでなく、広域的・集団的な設置が求められる。
の生息環境管理その他の取組	有害鳥獣による被害を受けている集落や市民を対象に鳥獣の習性や被害防止対策等に関する情報提供を行っている。	広く一般に鳥獣対策の知識が普及していない。

(5) 今後の取組方針

平成22年度に設立した「八尾市有害鳥獣被害対策協議会」を中心に猟友会及び鳥獣被害を受けている農家との連携を強化し、情報の共有化、捕獲檻や箱わなの設置推進、及び侵入防護柵の設置推進等により被害の軽減目標に向けた総合的な取り組みを実施する。また、横断的な対策として侵入防止や環境整備等の対策を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ捕獲業務については、(公社)大阪府猟友会新八尾支部に委託するとともに、アライグマ、ヌートリア捕獲業務については、ホームサービス(株)に委託し、捕獲を行っている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度～7年度	イノシシ	猟友会との連携を強化する。
5年度～7年度	アライグマ	箱わなの貸し出しを増やし、捕獲を積極的に行う。
5年度～7年度	ヌートリア	箱わなの貸し出しを増やし、捕獲を積極的に行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

大阪府鳥獣保護管理事業計画や大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画、アライグマ防除実施計画を踏まえ、適切な捕獲を実施していく。
 イノシシの捕獲実績はR2年度20頭、R3年度31頭、R4年度10頭。
 アライグマの捕獲実績はR2年度40頭、R3年度34頭、R4年度42頭。
 ヌートリアの捕獲実績はR2年度31頭、R3年度28頭、R4年度33頭。
 さらに捕獲を強化することが必要であるため、過去の最多捕獲数を基準に捕獲計画数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
ヌートリア	40頭	40頭	40頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシについては、市内全域にて地権者の管理のもと箱わなを設置。大阪府猟友会新八尾支部を中心に、周年で見回りを行い、箱わなによる捕獲を実施する。 ・アライグマ、ヌートリアについては、年間を通じ、市内全域にて、被害を受けた農家等への箱わなの貸し出しを行い、捕獲指導を実施する。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は不要。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八尾市(平成19年4月 権限委譲済)	狩猟鳥獣、及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、 カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ	金網柵・電気柵 (受益面積:20a)	金網柵・電気柵 (受益面積:20a)	金網柵・電気柵 (受益面積:20a)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵の適正な管理 侵入防止柵が正しく設置・管理されているかを確認する集落点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵の適正な管理 侵入防止柵が正しく設置・管理されているかを確認する集落点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 侵入防止柵の適正な管理 侵入防止柵が正しく設置・管理されているかを確認する集落点検の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

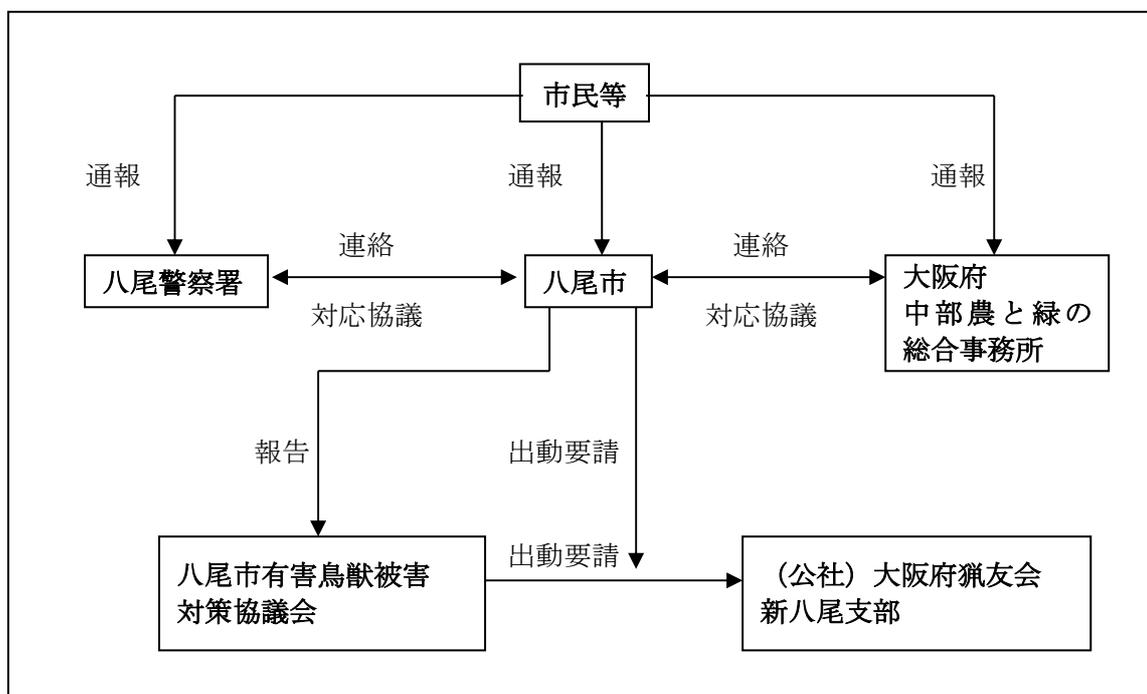
年度	対象鳥獣	取組内容
R5	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 集落環境整備(緩衝帯の整備、耕作放棄地の刈り払) 正しい鳥獣対策周知のための広報(チラシ、ウェブサイト等)の実施
R6	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 集落環境整備(緩衝帯の整備、耕作放棄地の刈り払) 正しい鳥獣対策周知のための広報(チラシ、ウェブサイト等)の実施
R7	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 集落環境整備(緩衝帯の整備、耕作放棄地の刈り払) 正しい鳥獣対策周知のための広報(チラシ、ウェブサイト等)の実施

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
(公社)大阪府猟友会新八尾支部	対象鳥獣の捕獲等に関すること
八尾警察署	安全確保に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	被害対策に係る助言・指導に関すること
八尾市	対処全般に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、解体処理後、埋設、焼却等の処分を行っており、当面この状況を継続する。

アライグマについては、安楽死後焼却処分を行っている現行の流れを継続する。

ヌートリアについては、安楽死後焼却処分を行っている現行の流れを継続する。

8. 捕獲等した対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特にない
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の取組

<p>・イノシシの食品としての利用等については、近隣に加工場等がないため製品流通が難しく、自家消費にとどまっている。</p>
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	八尾市有害鳥獣被害対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
J A 大阪中河内八尾地区実行組合 長会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の被害状況に関すること ・有害鳥獣の捕獲に関すること

高安地区住民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の情報収集に関すること ・有害鳥獣に係る広報に関すること
南高安地区住民活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の情報収集に関すること ・有害鳥獣に係る広報に関すること
大阪府猟友会新八尾支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の情報収集・捕獲・技術講習に関すること
大阪中河内農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の被害状況に関すること ・有害鳥獣の捕獲に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の被害対策に係る助言・指導に関すること
八尾市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る助言に関すること ・有害鳥獣の捕獲に関すること
八尾市	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る助言に関すること ・有害鳥獣の捕獲に関すること ・協議会事務局に関すること

(2) 関係機関に関する事項

同上

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大阪府猟友会会員を中心とした鳥獣被害対策実施隊の設立を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村の鳥獣被害防止対策協議会等との情報交換等、連携を行い、効果的かつ効果的な被害防止対策を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・八尾市有害鳥獣被害対策協議会の指導のもとに、地元実行組合を中心とした侵入防護柵の設置・管理を行う。
- ・地域住民の被害対策への意識高揚を図るために、効果的な啓発活動を実施する。
- ・耕作放棄地の刈り払い、緩衝地帯の設置等、環境整備を地域住民との連携により実施する。